

天理市訓令甲第5号

天理市要介護認定調査員規程（平成23年3月天理市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

第9条の見出し中「経費」を「認定調査員の負担等」に改め、同条第1項中「移動に要する経費は、認定調査員の負担とする」を「移動に係る私有自動車の使用については、天理市職員私有自動車公務使用規程（平成24年3月天理市訓令甲第3号）の定めるところによる」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。